

奈良県選挙管理委員会告示第九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十四年分の収支報告書について、US創政研究会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十五年十一月奈良県選挙管理委員会告示第七十二号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年三月七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

US創政研究会の項②中「支出総額	1,039,800」を「支出総額	859,800
640,800」に改め、同項④中「政治活動費		
」を「政治活動費	460,800」に改め、「機関紙誌の発行その他の事	
業費	399,000」及び「機関紙誌の発行事業費	399,000」を挿入。